

MA2011-11

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年11月25日

運 輸 安 全 委 員 会

## (東京事案)

- 1 ダイビング船サウスワードパッセージⅡ乗揚
- 2 水上オートバイレッドパール同乗者等死傷
- 3 旅客船第八栄久丸衝突 (灯浮標)
- 4 自動車運搬船 CYGNUS ACE 多目的貨物船 ORCHID PIA 衝突
- 5 水上オートバイ minpa 同乗者死亡
- 6 油タンカー第八新水丸漁船第8住吉丸衝突
- 7 瀬渡船せと丸転覆
- 8 漁船第二山田丸沈没
- 9 貨物船第八勝丸乗揚

## (地方事務所事案)

### 函館事務所

- 10 漁船第六十八栄久丸漁船第一安房丸衝突
- 11 漁船第三十八功洋丸漁船漁恵丸衝突

### 仙台事務所

- 12 漁船第101勝運丸乗組員負傷
- 13 モーターボート corrient e 衝突 (防波堤)
- 14 漁船大幸丸転覆
- 15 漁船第七栄漁丸乗組員負傷
- 16 漁船幸運丸乗組員負傷

### 横浜事務所

- 17 モーターボート熱海水産Ⅱ沈没
- 18 漁船第十共進丸浸水
- 19 漁船達丸手漕ぎボート (船名なし) 衝突
- 20 調査研究船やよい乗揚
- 21 遊漁船有一丸乗揚
- 22 水上オートバイ J 操縦者死亡
- 23 漁船第八海勝丸火災
- 24 貨物船新由良丸乗揚
- 25 漁船第二十八えいあん丸乗揚
- 26 遊漁船第十八えいあん丸乗揚
- 27 遊漁船第三日正丸モーターボートマモル8号衝突

### 神戸事務所

- 28 貨物船 MEDI SALERNO 乗組員負傷
- 29 貨物船第二十一新福丸乗組員負傷

- 30 漁業取締船はやま乗組員負傷
- 31 漁船長光丸乗揚
- 32 モーターボート朝潮Ⅱ衝突（岸壁）

#### **広島事務所**

- 33 旅客フェリーおおしま衝突（栈橋）
- 34 特殊タンカー東光丸乗揚
- 35 ケミカルタンカー第十一菱化丸乗揚
- 36 モーターボート海友乗揚

#### **門司事務所**

- 37 貨物船QING SHUN 貨物船第五早矢丸衝突
- 38 巡視船はやと漁船第十五金吉丸漁船志志丸衝突（漁具）
- 39 貨物船CRYSTAL STAR 貨物船HARVEST PEACE 衝突
- 40 引船MBS No. 3 浚渫船No. 11 DAI SHIN 乗揚
- 41 漁船第八幸福丸モーターボート今正Ⅱ衝突
- 42 漁船宝幸丸漁船第二健洋丸衝突
- 43 ケミカルタンカー第八照栄丸乗揚
- 44 ケミカルタンカーORIENT PIONEER 乗揚
- 45 引船YM- 8 8 浚渫船HAITUO 008 乗揚

#### **長崎事務所**

- 46 漁船豊漁丸衝突（護岸）
- 47 瀬渡船アミューズメント女島乗揚
- 48 漁船32きさら衝突（養殖筏）
- 49 漁船丸福丸乗揚

#### **那覇事務所**

- 50 漁船徳栄丸漁船第一隆清丸衝突

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

19 漁船達丸手漕ぎボート（船名なし）衝突

## 船舶事故調査報告書

平成23年10月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年4月15日（金） 12時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町豊浜漁港南東方沖 南知多町豊浜港南防波堤灯台から真方位139° 1,200m付近 （概位 北緯34° 41.7′ 東経136° 56.7′）
事故調査の経過	平成23年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>たつ</sup> 達丸、1.5トン AC3-38744（漁船登録番号）、個人所有 7.65m（Lr）×1.99m×0.74m、FRP ガソリン機関、100kW（漁船法馬力数）、平成19年12月 B 手漕ぎボート（船名なし） なし、個人所有 3.25m×1.38m×0.40m、FRP なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年2月14日 免許証交付日 平成19年2月26日 （平成25年2月13日まで有効） B 操船者B 男性 61歳
死傷者等	A なし B 負傷 1人（操船者B）
損傷	A 船首下部に擦過傷 B 船尾部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、海藻の採取を終え、船長Aが操舵室右舷側で椅子に腰を掛けて手動操舵により約18.0ノットの対地速力で南知多町日間賀漁港 <sup>ひまか</sup> に向けて帰航を開始した。 船長Aは、帰航途中、他の磯の様子を見に行くため、GPSプロッターの操作を行いながら航行し、B船に気付かないまま東進した。 B船は、操船者Bが1人で乗り込み、豊浜漁港南東方沖で錨泊中、操船者Bが、釣りを終え、船首を南東方に向けて釣り道具の後片付けをしていたところ、接近してくるA船に気づき、立ち上がって手を振り、大声を上げたが、A船が間近に迫ったので海中に飛び込んだ。 両船は、平成23年4月15日12時40分ごろ、豊浜港南防波堤灯台

	<p>から真方位139°1,200m付近でA船の船首部とB船の船尾部が衝突した。</p> <p>操船者Bは、衝突後、A船に救助されて病院に搬送され、約1か月以上の通院加療を要する左肋骨骨折と診断された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p>								
その他の事項	<p>B船は、形象物、目印及び有効な音響信号装置がなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、豊浜漁港南東方沖において、A船が東進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								